

那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館のパソコン機器等賃貸借契約 業務仕様書

1 件名

那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館のパソコン機器等賃貸借契約

2 概要

賃貸借期間満了に伴うパソコン等機器類の調達を実施するとともに、安定的に運用ができるよう保守サービス等の提供を行うものとする。

3 導入機器等

別紙 2 「機器類仕様書」のとおり

4 契約期間

令和 6 年 12 月 1 日 ～ 令和 11 年 11 月 30 日 (60 ヶ月)

5 設置場所および設置機器台数

施設名	住所	品目	台数
那覇市若狭公民館	那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号	ノートパソコン	2
		デスクトップパソコン	1
那覇市繁多川公民館	那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号	ノートパソコン	2
		デスクトップパソコン	1

※各 PC にマイクロソフト（アカデミックライセンス）及びウイルス対策ソフト（5 年更新）を有すること。

6 業務範囲

- (1) 機器類の調達
- (2) 機器類の設定作業
- (3) 機器類の搬入及び設置作業
- (4) イメージディスク（操作マニュアル含む）、機器情報一覧の作成作業

7 業務要件

- (1) 機器類の調達  
導入する機器類については別紙 2 「機器類仕様書」の内容を満たす機器類であること。

(2) 機器類の設定

導入する機器類につきの設定を施すこと。

- ① 業務に必要なソフトウェアのインストール
- ② 本市が指定するネットワーク接続にかかる設定
- ③ リース会社ラベル（リース会社所定ラベル）を作成し、見やすい場所に張り付けること

(3) 機器類の搬入及び設置作業

①搬入について

ア 配布先への搬入は、配布先担当者と事前打合せを実施した後に機器を搬入設置すること。

②設置作業について

ア 設置については、配布先担当者和との連絡を密にとり事前打ち合わせを実施すること。

イ 設置後、インターネット（Yahoo 等）への接続を確認すること。

ウ 梱包材等の廃棄物は受注業者の責任において引き取ること。

エ 令和6年11月29日までに完了すること。

8 その他

(1) 設置スケジュールについて

機器類は令和6年11月29日までに全台設置するものとし、スケジュールの詳細に関しては、別途協議するものとする。

(2) 業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても実施を前提に発注者及び受注者で協議する。